

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 中日本鑄工株式会社

【英訳名】 NAKANIPPON CASTING CO.,LTD

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鳥居 祥 雄

【本店の所在の場所】 愛知県西尾市港町6番地6

【電話番号】 (0563)55 4455(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 早 川 潔

【最寄りの連絡場所】 愛知県西尾市港町6番地6

【電話番号】 (0563)55 4455(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 早 川 潔

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額 56,791,167円

ロ 効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

イ 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することとしております。当社は、名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

ロ 株式併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。

ハ 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

ニ 効力発生日における発行可能株式総数

500万株

第3号議案 定款一部変更の件

イ 発行可能株式総数を5,000万株から500万株に変更いたします。

ロ 単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

ハ 上記イ及びロの変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設け、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除いたします。

第4号議案 取締役1名選任の件

鳥居祥雄を取締役に選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役池田甫に対し、在任中の功労に報いるために退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	13,518	59	0	(注) 1	可決 (99.57%)
第2号議案 株式併合の件	13,537	40	0	(注) 2	可決 (99.71%)
第3号議案 定款一部変更の件	13,540	37	0	(注) 2	可決 (99.73%)
第4号議案 取締役1名選任の件	13,518	59	0	(注) 3	可決 (99.57%)
第5号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	13,365	212	0	(注) 1	可決 (98.44%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。